

公募要領
(十条駐屯地におけるクリーニング取次店の
設置及び経営)

令和8年

陸上自衛隊補給本部

公募要領

1 概要

東京都北区十条台1丁目5番70号に所在する陸上自衛隊十条駐屯地において、職員の利便性を確保するため、クリーニング取次店の設置及び経営を実施する業者を以下に記載する諸条件に従い公募する。

2 応募資格

本事業に応募することが出来る業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本公募要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の名称及び所在地

陸上自衛隊十条駐屯地 東京都北区十条台1丁目5番70号

4 応募希望業者に対する説明会

説明会へ参加しない業者は、公募に参加できないものとする。

(1) 日 時

令和8年6月30日（火）午後2時

(2) 場 所

陸上自衛隊十条駐屯地B庁舎北棟1F駐屯地談話室

(3) 携行品

本公募要領、別冊第2「仕様書」

(4) 説明会参加届出要領

参加を希望する業者は、別紙第1「応募希望業者説明会参加申込書」を提出

ア 提出先

陸上自衛隊十条駐屯地 補給本部総務部厚生課厚生班

メール：wlf-gmcc@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 提出期限

令和8年6月29日（月）午後2時まで

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政産の使用許可により実施する。

(2) 業種及び店舗数

洗濯業（クリーニング取次）1店舗

(3) 場 所

陸上自衛隊十条駐屯地庁舎B南棟1階

(4) 使用許可期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（1年更新、最大5年可能）

(5) その他

別冊第2「仕様書」のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する業者は、下記のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙第2）

(イ) 企画提案書1部（別紙第3）

以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 取扱商品名・価格等

- b 清算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
 - c ポイントカードの導入及びポイントカード付加サービスの有無
 - d クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対応
 - e 職員に対する特典・魅力を感じるアピールポイント
 - f 衛生管理方法
 - g 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - j 十条駐屯地における営業方針
- (ウ) 企画提案書附属書類
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（A4サイズ基準）
- (エ) その他関係書類
公募に参加する方の必要資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。
- a 業務確約書（別紙第4）
 - b 戸籍抄本（発行後3ヶ月以内のもの）（法人である業者にあつては、登記簿謄本）（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - c 営業経歴書（別紙第5）
 - d 財務諸表（直近のもので、申請日直前1年以内に税務署に提出したもの。）
 - (a) 個人
所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減額計算書、収支決算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3）（発行後3ヶ月以内のもの）
 - f 会社概要（別紙第6）※パンフレット可
 - g 印鑑証明書
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書（写）
 - i 誓約書（別紙第7）
 - j 役員名簿（別紙第8）

注：全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒114-8564

東京都北区十条台1丁目5番70号

陸上自衛隊十条駐屯地 補給本部総務部厚生課厚生班

担当：野崎

電話：03-3908-5121（内線：2151）

メール：wlf-gmcc@inet.gsdf.mod.jp

ウ 提出期限

令和8年7月8日（水）午後4時まで（必着）

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合と認められる場合

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合

カ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

なお、審査結果には異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

(1) 決定日時

令和8年7月下旬から8月上旬

(2) 結果告知要領

陸上自衛隊補給本部ホームページに掲載、また、電話による問い合わせを可とする。

(3) 決定業者に対する説明会

令和8年8月中旬から9月上旬

陸上自衛隊十条駐屯地庁舎B北棟1F駐屯地談話室

9 業者決定後の提出書類

クリーニング取次店の設置及び経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書
- (2) 提出先
〒114-8564
東京都北区十条台1丁目5番70号
陸上自衛隊十条駐屯地 補給本部総務部厚生課厚生班
担当：野崎
電話：03-3908-5121（内線：2151）
メール：wlf-gmcc@inet.gsdf.mod.jp
- (3) 提出期限
別示

10 その他

この公募要領に定めない事項については、陸上自衛隊補給本部総務部厚生課の指示によるものとする。

応募希望業者説明会参加申込書

令和 年 月 日

陸上自衛隊補給本部長 殿
(総務部厚生課長 気付)

住 所：
会 社 名：
代表者氏名：
電 話 番 号：

1 参加者名（2名以内）

氏 名	連絡先（携帯電話番号）

2 その他（特記事項があれば、ご記入下さい。）

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊補給本部長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
メ ー ル：

陸上自衛隊十条駐屯地において、クリーニング取次店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

業 種
クリーニング取次業

清算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）

ポイントカードの導入及びポイントカード付加サービスの有無

クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対応

職員に対する特典・魅力を感じるアピールポイント

衛生管理方法

省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

災害発生時の会社及び出店店舗の対応

十条駐屯地における営業方針

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
補給本部長 殿

「陸上自衛隊十条駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
メ ー ル：

法人・個人

営業経歴書

作成日 令和 年 月 日

登記事項証明書に記載された本店（本社）及び代表者情報	
商号又は名称	
所在地	〒
代表者役職 及び氏名	
本社連絡先	
現住所	
ホームページ	
電話及び メール	
資本金	
経歴	
過去の飲食業を展開した場所・企業	

会社概要

作成日 令和 年 月 日

会社名		
所在地		
電話番号		
メール		
設立		
資本金		
役員	役職	氏名
社員数		
取引銀行		
主要取引先		
沿革		

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式20により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

所在地

〒

TEL :

会社名等

役職・代表者名

